

随意契約理由書

件名	はしご付消防自動車の定期整備
契約の相手方	(株)モリタテクノス
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>はしご付消防自動車は、高所での消火活動や人命救助活動を行う車両で、特殊な装置構造を有しており、特に安全性の確保が必要とされる車両である。</p> <p>本市では、13台のはしご付消防自動車等を保有しており、「消防用車両の安全基準について(平成19年3月消防用車両の安全基準検討会)」に基づき、整備計画を立て分解整備を実施しています。</p> <p>本件の定期整備対象車両は、(株)モリタが製作し本市に納入したものであり、(1)特許の関係で、技術的に秘密な面があること。(2)独自形状のため、部品の供給が当業者でないとできないことから、当該事業者以外が定期整備を実施することは不可能である。</p> <p>なお、平成14年度から(株)モリタは整備部門の業務を行っておらず、担当する唯一の会社として(株)モリタテクノスが分社発足しており、当該定期整備業務についても(株)モリタから(株)モリタテクノスに事業が引き継がれているため、上記契約の相手方との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	消防局総務部施設課装備係 (電話番号078-325-8508)内線5720